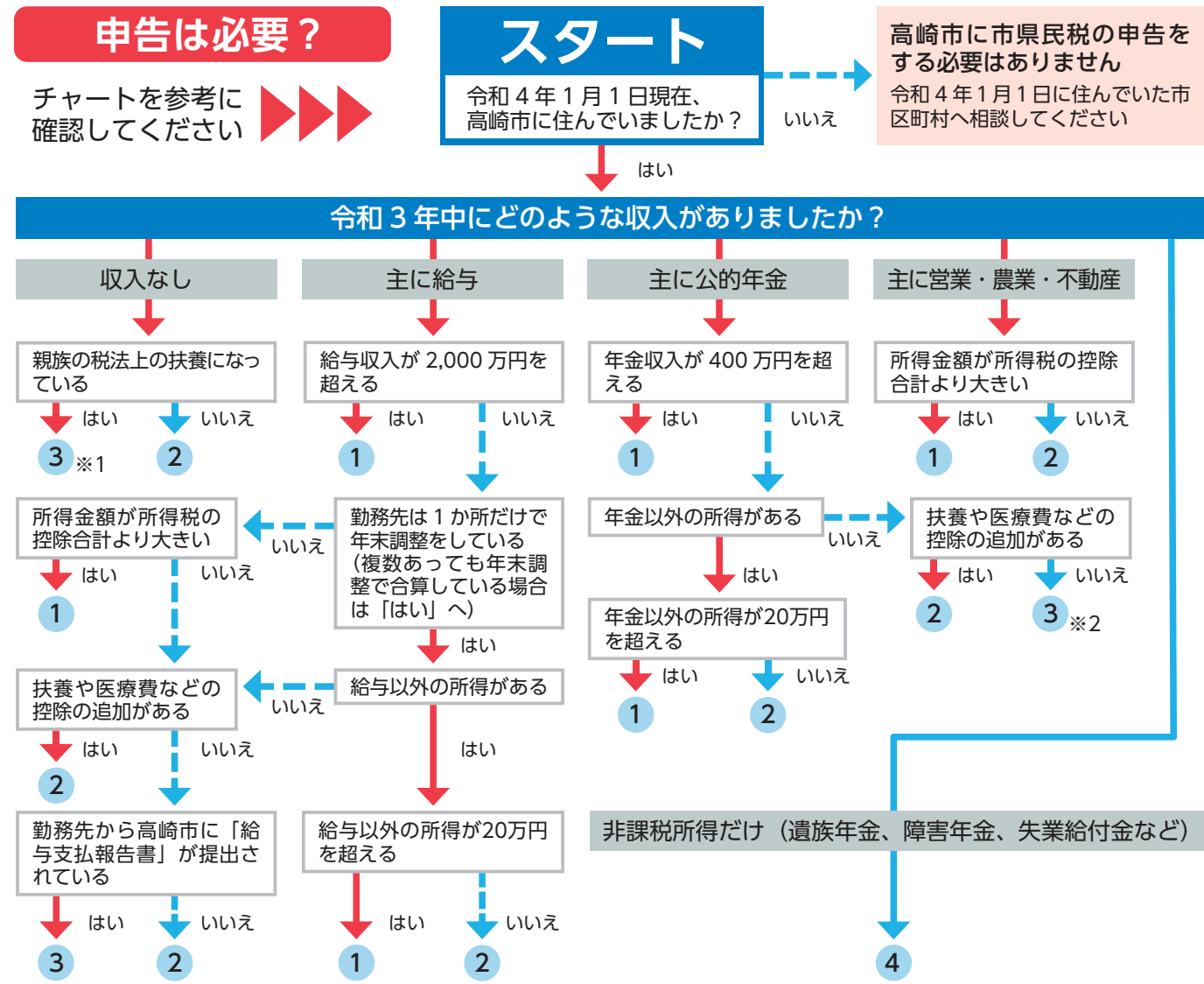
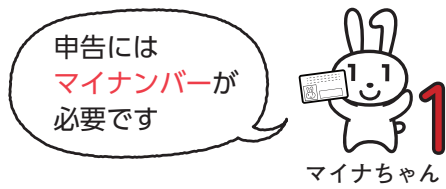


郵送などで**3月15日**までに申告を

所得税の 確定申告・市県民税の申告



判定結果 チャートは一般的な例を示しています。不明な点は市民税課 (☎ 321-1218) に問い合わせてください

1	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください
2	市県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です
3	確定申告・市県民税の申告は必要ありません	※1の人で所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市県民税の申告が必要です ※2の人で所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です
4	市県民税の申告が必要な場合があります	国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の申請免除を受ける場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市県民税の申告が必要です

申告方法や必要な物などは、次のページでお知らせします

TAGO STUDIO TAKASAKI MUSIC FESTIVAL 2022

ミュージックフェスティバル2022 市民優先・一般エリア 観覧者を募集

オーディション決勝&布袋寅泰スペシャルライブ
 日時 **3/13(日) 15:00 開演(13:30 開場)**
 会場 **高崎芸術劇場大劇場 (栄町)**



TAGO STUDIO TAKASAKI は、3月12日(土)・13日(日)に音楽イベント「TAGO STUDIO TAKASAKI ミュージックフェスティバル 2022」を、高崎芸術劇場で開催します。12日は全国のアマチュアミュージシャンが出演するオーディション予選を実施。13日は決勝と布袋寅泰スペシャルライブを、市民優先エリアを設け開催します。今回号では、市民優先エリアと一般エリアの観覧者を募集します。問い合わせは、同フェスティバルの観覧募集問い合わせダイヤル(☎ 331-9172) へ。

TAGO STUDIO TAKASAKI MUSIC FESTIVAL 2022 公式ホームページ ▶



観覧の申し込みははがきか同フェスティバルの公式ホームページから

いずれも入場料は無料で、全席指定です。15歳以下の人は保護者の同伴が必要です。

申し込みは、2月24日(木)までに、はがきに参加者全員の郵便番号・住所・氏名・ふりがな・年齢・電話番号・希望エリア・希望人数(2人まで)・車いす席希望の有無を書いて、〒370-0831 あら町5-3 TAGO STUDIO TAKASAKI へ。1人1枚の応募。同フェスティバルの公式ホームページからも申し込みます。定員を超えたときは抽選します。当選者には3月1日から当選はがきを発送。入場には当選はがきと本人確認のできる物が必要です。

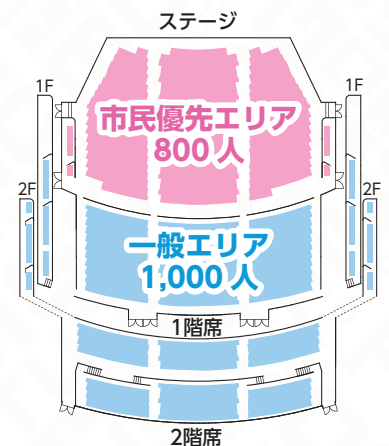
市民優先エリア

●対象=市内に在住の人 ●定員=800人

一般エリア

市内外を問わず、申し込みできます。定員は1,000人で、市民優先エリアと同時申し込みも可能です。

■ 座席図



公演内容が変更になる場合があります。詳しくは、同フェスティバルの公式ホームページで確認してください

所得税の確定申告

- 期間：2月14日(月)～3月15日(火)
- 問い合わせ先：高崎税務署 (☎ 322-4711)

申告書の提出方法

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

e-Tax	申告書はe-Taxで送信してください。「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」があります。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください
郵送	申告書を印刷し、〒370-8611 高崎税務署に郵送してください
申告会場	会場に入場するには、指定時間の書かれた入場整理券が必要です。入場整理券は、下記を参考に取得してください ●受付日時＝2月14日～3月15日(土・日曜日、2月23日(祝)を除く。20日・27日の日曜日は申告を受け付けます)、午前8時30分～午後4時 ●会場＝ビエント高崎(問屋町2丁目)

入場整理券の発行方法

- ◆ LINEによる事前発行
無料のアプリ・LINEを使った事前発行です。国

市県民税の申告

- 期間：2月16日(水)～3月15日(火)

市は2月4日(金)から、昨年市県民税の申告をした人に申告書を送付します。令和4年1月1日現在、市内に住所のあった人は、市県民税の申告をしてください。詳しくは、市民税課や各支所税務課にある「市民税・県民税申告の手引き」で確認してください。手引きは、市ホームページでも確認できます。

申告書の提出方法

郵送	申告書を〒370-8501 高崎市役所 市民税課に郵送してください
窓口	受付窓口で配布する「健康状態チェック票」を記入し、提出してください ●受付期間＝2月16日～3月15日(土・日曜日、2月23日(祝)を除く) ●窓口と受付時間 市役所2階28番窓口市民税課＝午前8時30分～午後5時15分 各支所税務課＝午前8時30分～正午・午後1時～5時15分 新型コロナウイルス感染症の状況によって、開設時間など変更する場合があります

国税庁ホームページ▶



税庁公式アカウントから、相談会場と日時を選択し、申し込んでください。

- ◆会場のビエント高崎での当日配布
会場当日配布を行います。配布状況により、後日の来場をお願いする場合があります。配布状況は国税庁ホームページで確認してください。

還付申告

次に当てはまる人は、還付を受けられる場合があります。

- 令和3年中に退職して年末調整を受けていない ●令和3年中に医療費の支払いが一定額以上ある

申告書の作成を指導

次の確定申告については、ビエント高崎で高崎税務署による申告書の作成指導を行います。

- 青色申告、損失申告、修正申告、準確定申告、株式等の譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得、土地や建物の譲渡所得、住宅借入金等特別控除、雑損控除、国外居住者の扶養控除に係る申告

市ホームページ▶



上場株式などの所得の課税方式が選べます

上場株式などによる所得のある人は、申告するとその所得にかかる個人住民税の課税方式が選べます。詳しくは、市ホームページで確認できます。

国保加入者は申告しないと不利益が生じる場合も

国保加入者のいる世帯で、未申告の人がいると、国保税が正しく計算されなかったり、高額療養費の限度額が高くなったりする場合があります。

問い合わせは、保険年金課(☎321-1235、1236)へ。

問い合わせ先

- 市民税課 (☎ 321-1218) ●倉渕支所税務課 (☎ 378-4523) ●箕郷支所税務課 (☎ 371-9051)
- 群馬支所税務課 (☎ 373-1214) ●新町支所税務課 (☎ 0274-42-1236) ●榛名支所税務課 (☎ 374-5110) ●吉井支所税務課 (☎ 387-3114)

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い

申告は郵送やe-Taxを活用してください

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申告は郵送やe-Taxを活用してください。会場や窓口で申告する場合は、次のとおりご協力をお願いします。

- 受付開始直後や午前中など、混雑する日時を避ける
- 事前に検温を行い、熱のあるときは日を改める
- マスクの着用や手指消毒など、感染防止対策を徹底する

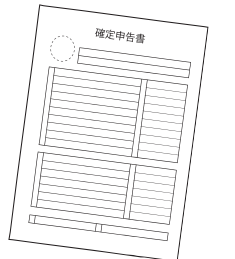
スマートフォンとマイナンバーカードがあればe-Taxを使って所得税の確定申告ができます

今年から、所得税の確定申告で、e-Taxの「マイナンバーカード方式」をスマートフォンで利用できるようになりました。利用にはマイナンバーカードと専用アプリが必要です。スマートフォンのカメラで源泉徴収票を撮影すると、金額や支払者情報などが自動で入力されます。ぜひ活用してください。



申告に必要な物

	対象	必要書類など
	全員	マイナンバー(個人番号)と本人確認のできる物、申告書、振込先口座の分かる物
所得に関するもの	給与・年金所得者	源泉徴収票(コピーやデータも可)
	事業(営業・農業)・不動産所得者	収支内訳書、帳簿など
	雑・一時所得者	収入金額・必要経費が分かる書類
	配当所得者	支払通知書、特定口座年間取引報告書
控除に関するもの	社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金払込証明書など
	生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費の明細書、医療費通知、高額療養費などの補てん金がかかる物、おむつ使用証明書※1など
	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	セルフメディケーション税制の明細書、適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類など
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書※2など
	配偶者特別控除	源泉徴収票など配偶者の所得を証明できる書類
	寄附金控除	寄附金の受領証明書など



障害者控除・おむつ代の医療費控除の証明書を発行

いずれも申請は、運転免許証など窓口に来る人の本人確認のできる物を持って、市役所2階24番窓口介護保険課(☎321-1242)か、各支所市民福祉課へ。

高齢者のおむつ代の医療費控除確認書(上表※1)

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受

けている場合、一定の要件を満たす人は、市が発行する「おむつ代の医療費控除確認書」で控除を受けることができます。

障害者控除対象者認定書(上表※2)

障害者手帳の交付を受けていない人でも、障害者控除を受けられる場合があります。対象となるのは、65歳以上で令和3年12月31日現在に要介護認定を受けていて、市の基準を満たす人です。